

守ろう交通ルール！



カモンくん

『電動キックボード』の ルールを覚えよう！

電動キックボードは『原付バイク・自動二輪車』です！

ヘルメットは絶対着用
(忘れずに着用してください！)



運転免許が必要
(無免許運転禁止)



歩道通行禁止！
(通行場所は車道)

▼チェックポイント▼

- ☑ナンバープレートは付いていますか？
- ☑ミラー・ライト等の保安装置は整備されていますか？
- ☑自賠責(共済)保険は加入していますか？
- ☑定格出力は確認しましたか？

0.6kw以下 → 原動機付自転車
0.6kw超・20.0kw以下 → 普通自動二輪車
20.0kw超 → 大型自動二輪車

知らなかったでは済まされません！
使用前に、取扱業者に必ず確認しましょう！

全国の一部地域では、新事業特例制度の措置を受けた「特例電動キックボード」が運用されていますが、山形県では特例措置を受けた事業はありません。

山形県ではヘルメット着用免除や歩道通行可能等の特例措置はありません！！

自転車ではなく、バイクであることを忘れずに！
交通事故を起こしたら、その場を離れず110番通報！

●山形県警察●